

ホームベーカリー&製粉機貸出要領

(目的)

第1条 町民の地産地消や米の消費拡大を促進するため、ホームベーカリー&製粉機の貸出に関して定めるものとする。

(貸出台数)

第2条 産業振興課農政グループにおいて貸出を行う台数は次のとおりとする。

- (1) ホームベーカリー 1台
- (2) 製粉機 1台

(貸出対象者等)

第3条 町内に住所を有する者又は町内の団体（以下団体等という）が主催する事業等において使用する場合に貸出するものとする。

2 前項に定める規定において、次のいずれかに該当する場合については、貸出を行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 暴力団若しくは暴力団員への貸出

(借用の申請)

第4条 ホームベーカリー&製粉機の借用を受けようとする者（以下「申請者」という）は別記様式第1号「ホームベーカリー&製粉機借用申請書」（以下「申請書」という）を南幌町長まで提出しなければならない。

(借用の承認)

第5条 南幌町長は、申請書の内容が適正であると認められる場合はこれを承認し、別記様式第2号「ホームベーカリー&製粉機借用承認書」により申請者へ通知するものとする。

(借用期間等)

第6条 借用期間は原則2週間以内とする。

2 前項の期間を超える場合はその理由を明らかにし、承認を得ること。

(期間の重複)

第7条 借用申請により期間が重複している場合においては先着順とする。

(返却)

第8条 借用者は、その使用が終わったときには速やかに南幌町長へ返却すること。

2 次にいずれかに該当する場合、借用期間内であっても南幌町長は借用者にホームベーカリー&製粉機の返却を求めることができる。

- (1) 第3条第2項の行為を行った場合
- (2) 他者へ貸出を行った場合

(貸出整理簿等)

第9条 南幌町長は、別記様式第3号により貸出整理簿を作成し、貸出の状況を明らかにしておかなければならない。

(過失及び破損時の責任)

第10条 借用期間中の過失は借用者が対応することとする。

2 ホームベーカリー&製粉機が破損した場合には借用者が負担することとする。

3 前項において南幌町長が特に認めた場合は借用者への責任を破棄することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は南幌町長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年10月20日から施行する。